

■教育行政のポイント

選挙権年齢引き下げと“公民教育”

菱村 幸彦

6月19日、公職選挙法等の一部を改正する法律が公布された。改正法は、国会議員選挙権年齢、地方議員選挙権年齢、最高裁判官国民審査投票資格を現行の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げている。その意義等については、メディアで詳しく報道されているので、それに委ねることとし、ここでは選挙権年齢の引き下げに伴う学校教育の課題について取り上げる。

公民教育に関する新科目の検討

公職選挙法の改正がもたらす学校教育上の課題には二つある。一つは、公民教育の充実である。

選挙権年齢が18歳以上になると、高校生の中には投票権を有する者も出てくる。となると、学校における主権者教育が重要となる。

広く知られているように、イギリスでは、2002年から中等教育のナショナル・カリキュラム(学習指導要領)で「シティズンシップ」(市民科)が必修となっている。シティズンシップでは、[1]社会的・道徳的責任、[2]共同体への参加、[3]政治的リテラシーを柱とする教育が行われている。

我が国でも、例えば、神奈川県公立高校では、[1]政治参加教育、[2]司法参加教育、[3]消費者教育、[4]道徳教育を柱として、「総合学習」「現代社会」「政治・経済」等の学習活動を通して、シティズンシップ教育を実践している。

現在、中教審では、公職選挙法の改正を踏まえて、次期教育課程の課題として、公民教育に関する新科目の検討が進められている。事務局が提示した検討素案によると、新科目のねらいを「国家・社会の形成者として必要な選択・判断の基準を形成し、それを使って主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくために必要な力」の育成に置き、新科目のイメージとして、[1]政治的主

体となること、[2]法的主体となること、[3]経済的主体となること、[4]倫理的主体となること——等の学習を例示している。

高校生の政治活動の見直し

もう一つは、高校生の政治活動の見直しである。下村博文文科大臣は、改正公職選挙法の成立を受けて、高校生の政治活動の指針を今秋までに見直す考えを示した。政治活動の指針とは、46年前に文部省(当時)が出した通知「高等学校における政治的教養と政治的活動について」(昭和44年10月31日)である。

同通知は、良識ある公民となるため、高等学校教育において政治的教養を豊かにするための教育が充実されることを必要としながらも、高校生が政治的活動を行うことは、じゅうぶんな判断力や社会的経験をもたないまま特定の政治的立場の影響を受け、将来広い視野に立って判断することが困難になるおそれがあることを指摘して、教育上望ましくないとした。

当時、全国的に大学紛争の嵐が吹き荒れ、その波が高等学校に及んで、各地の高等学校でタテカン、無届け集会、校内デモ、集団交渉、校舎占拠など学園の秩序を乱す政治的活動が広がり、高等学校の教職員はその対応に苦慮した。で、文部省は、高校生の政治活動について緊急に対処指針をまとめて示した。つまり、この通知は、学園紛争という特殊な時代的背景下で出されたものであるため、高校生の政治活動を抑制するスタンスで書かれているのだ。

その後、時代は大きく変わった。選挙権年齢の引き下げを機に、高校生の適正な政治参加を促す新たな指針が出されることが期待される。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

●管理職選考で問われる重要事項を9分野・118項目に整理し徹底解説！

2016 学校管理職選考 完全要点整理

[編集]学校管理職研究会 [監修]菱村幸彦 A5判・432頁/定価(本体2,800円)+税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

